

《長崎県看護職員修学資金貸与制度の概要》

1 看護職員修学資金貸与制度とは

- ・長崎県内における看護職員の確保定着を図ることを目的とし、看護師等学校養成所に在学する者で、卒業後、長崎県内の医療機関等に勤務を希望する者に対し、修学に係る資金の貸与を行います。
- ・貸与を受けた看護学生が看護職員の免許取得後、一定期間、所定の条件を満たす医療機関等（返還免除対象施設）に看護職員として勤務した場合には、貸与を受けた修学資金の返還が免除されます。
- ・ただし、看護師等学校養成所を退学した場合、看護師等免許を取得できなかった場合、免許取得後に返還免除対象施設に就業しなかった場合や、離職等により一定期間勤務しなかった場合などには、貸与を受けた修学資金の返還が必要となります。

※看護師等学校養成所卒業後に、さらに他の看護師等課程に進学した場合や、病休、産休・育休などの休職の場合については、一定期間就業が猶予されます。

2 貸与額

- ・保健師課程、助産師課程、看護師課程 月額32,000円以内（年額384,000円以内）
- ・准看護師課程 月額21,000円以内（年額252,000円以内）

3 返還免除の要件は

- ・返還免除対象施設の看護職員として、一定期間勤務することが必要。
※新規貸与者について記載しています。継続貸与申請者は新規貸与時の規則等によります。

【勤務期間】

- ・貸与を受けた期間に1年を加えた期間（上限5年）。
- ・200床以上500床未満の医療機関の場合は3年を加えた期間（上限7年）。
- ・病休、産休・育休など休職期間は、看護職員として勤務した期間から除かれます。
- ・返還債務の免除決定を受けるまでは、毎年度4月に看護職員としての就業状況報告が必要です。

（例）看護師等学校養成所在学中に、3カ年修学資金の貸与を受け、看護師等免許取得後200床未満の病院に就業した場合には、

3年+1年=4年となり、返還免除を受けるには4年間の勤務が必要となります。

【主な返還免除対象施設】（いずれも長崎県内であること）

- 500床未満の病院 ●診療所 ●全病床のうち精神病床の割合が80%以上の病院
- 介護老人保健施設 ●医療型障害児入所施設 ●訪問看護ステーション ●介護医療院

4 返還となった場合の返還方法は

- ・貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦、半年賦、一括のいずれかにより返還。
- ・返還となった場合は、保証人も貸与を受けた者と同等の返還義務を負いますので、保証人になられる方にはこのことを十分理解しておいてもらう必要があります。

5 申請方法

- ・在学する看護師等学校養成所で申請書類を配付しますので、各学校養成所の事務局へ関係書類を提出して下さい。申請にあたっては、学校養成所長の推薦と、保証人2名が必要です。
- ・申請期間は毎年4月1日から7月31日までです（各学校養成所の指示に従って下さい）。
- ・貸与決定については、学業成績などを考慮して決定しますので、必ずしも申請者全員に貸与するものではありません。

【問合せ先】長崎県福祉保健部医療人材対策室 看護師確保推進班 095-895-2423